

パルシステムの  
組合員なら  
保険料が  
**47.5%** 団体割引等  
**割安!**



# 団体がん保険

診断一時金100万円プラン (団体総合生活保険)

※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

男性・女性共通補償

\*1がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限りです。また、2回目以降の診断保険金の支払は、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

診断保険金  
がんの治療への備えとして

一時金として **100万円**

【ご注意ください】

団体割引: 30% 損害率による割引: 25% 適用  
●割引等の変更により保険料が異なる場合があります。  
●71歳以上の新規加入受付はありません。

月額保険料

※新規ご加入は満30歳から満70歳までの方です(満89歳まで更新可能)  
※令和7年1月1日時点の満年齢です。

被保険者年齢	男性女性共通
30~34歳	140円
35~39歳	200円
40~44歳	300円
45~49歳	420円
50~54歳	670円
55~59歳	1,060円
60~64歳	1,540円
65~69歳	2,050円
70~74歳*	2,540円
75~79歳*	3,070円
80~84歳*	3,610円
85~89歳*	4,120円

\*71~89歳の方は、更新加入のみです。

※被保険者1人につき1口ご加入できます。

●補償期間は1年ごとに更新されます。保険期間の途中でご加入いただく場合、毎月月末までに受け付けの方は、翌々月1日午前0時から翌年1月1日午後4時までです。(ただし、初回保険料口座振替完了の場合)  
●保険金受取人は被保険者本人となります。

## ■団体がん保険(団体総合生活保険) 補償の概要等

保険金をお支払いする主な場合

がん  
診断保険金

保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合

●初めてがん診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じた診断確定された場合  
▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

お問い合わせ

「団体がん保険」のお問い合わせは  
右記フリーダイヤルをお願いします。

通話  
無料です **0120-201-342**

【取扱代理店】パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部 【団体契約者】パルシステム共済生活協同組合連合会

【営業時間】9:00~17:30 月~金

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

T169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクス東新宿6階 担当課 広域法入部 団体-同組編室 【TEL】03-3515-4151

## ご加入にあたって

保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的に、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類要目(CD-10(2013年版)準拠)および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類要目」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】

初年度契約の保険始期前にかん診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります)。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。
    - a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
    - b.同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。
  - (2)親族6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体総合生活保険のがん補償に新たにご加入される場合、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

●告知書は原則保険の対象となる方**ご自身がありのままにご記入**ください。

(注)告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません(注)ご家族が告知される場合には、保険の対象となる方の体況をご確認の上、ご記入ください。

●過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

●保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 健康状態等に関するご質問

次の質問1,2とも「なし」の方に限り、ご加入いただけます。

【質問1】今までに「がん」または「上皮内がん」\*1と医師に診断されたことがありますか。

※1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

【質問2】下記の質問にお答えください。

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

- ①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと\*  
※精密検査・再検査の結果、異常が見つからなかった場合でも「はい」となります

上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

- ②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

(告知に該当された場合でも、他の保険をご案内できることもございます。)

詳しくは、右記フリーダイヤルまでお問い合わせください。TEL:0120-201-342

## ご注意ください!

●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。●告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。お客様控のない加入依頼書の場合はお手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

## 別表 お引受けできない病気や所見・症状

【ポリープ・しゅよう等】しゅよう※2 ●結節※2 ●腫瘍※2(しゅりゅう) ●GIST(ジスト、キスト) ●カルチノイド ●異形成 ●白板症 ●多発性ポリープ(ポリポーシス) ※3 ●病理検査や細胞診での異常  
【消化器系の病気】肝硬変 ●慢性肝炎 ●肝機能障害(入院や治療を伴うもの) ●慢性アルコール性肝機能障害 ●NASH(非アルコール性脂肪肝炎) ●アルコール性肝炎 ●門脈圧亢進症 ●食道静脈瘤  
【呼吸器系の病気】●COPD(慢性閉塞性肺疾患) ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●肺線維症 ●じん肺 ●けい肺 ●間質性肺炎  
【腎臓の病気】●慢性腎機能障害 ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●尿毒症  
【その他】●B型肝炎ウイルスキャリア ●C型肝炎ウイルスキャリア ●貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)  
【症状※4】●しこり ●出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿) ●黄疸

※2「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※3大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

※4「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。



